

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管 関係官庁	
080080	高松市小中一貫教育特区構想(小学校教員の中学生への懲戒権の拡大)	学校教育法第11条、学校教育法施行規則第13条第2項	学校では、教育上必要があると認められるときは、児童生徒を叱責したり、退屈したりすることがあります。学校教育法第11条では「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、…(中略)…学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることができない。」と規定されています。従って、懲戒を行うことができる者は校長及び教員です。また、学校教育法施行規則第13条第2項では「懲戒のうち、退学、停学及び留置の処分は、校長が行う。」と規定されており、これらについての処分は校長の権限となっています。	小中一貫施設における小中一貫教育において、小学校の教員免許しか持っていない教員でも、同施設内で一緒に学校生活を送る中学校生徒に対して、教育上必要がある場合は懲戒を加えることができるようにする。	高松市で実施予定の小中一貫施設における小中一貫教育においては、たとえ、小学校の免許を持っていない教員といえども、学校生活上、中学生に懲戒を加える必要が出てくると期待される。そこで、小中一貫施設の学校に關して、懲戒を加えることを認めることで、全職員で児童生徒の健全な発達について寄与することができる。また、保護者に対する地位や権利変動もたえず憲法(法的効力)もたらす懲戒については、学教法施行規則上校長の権限とされている。	ご指摘のように、小中一貫施設において、小学校児童と中学校生徒が共存する場合、例えば、校長の便宜が不都合な場合に中学校教員が小学校児童に叱責するといったことも考えられるところであり、個々の事業に応じて、学校の秩序維持や児童生徒に対する教育上の配慮から、対応を行うことは可能である。なお、退学及び停学といった、児童生徒の教育を受ける地位や権利変動もたえず憲法(法的効力)もたらす懲戒については、学教法施行規則上校長の権限とされている。	D	-			D	-								1024050	高松市	文部科学省	
080090	市区町村費負担教職員の研修期間の弾力化について	教育公務員特例法第23条、24条	'教育公務員特例法には「公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等(以下「教諭等」と略す。)に対して、その採用の日から一年間の教職の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」と略す。)を実施しなければならない」とあります。教育公務員特例法第24条には「公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等(以下「教諭等」と略す。)による研修を1年間でせよ。初任者研修3年程度(以下「初任者研修」と略す。))を実施しなければならない」とあります。また、本条では「公立の小学校等の教諭等としての在職期間を含む。」が十年(特別の事由がある場合には、十年を越える)と定められており、これは「初任者研修」として任命権者が定める年数(以下「研修期間」と略す。)に実施しなければならない」とあります。	当村では平成17年12月の「東通村」わが村の先立制度、特区、認定により、平成18年4月から村費負担教職員を常勤講師として5名配置している。また、平成19年4月からは常勤講師として1年程度を基本とした教諭採用を行う予定である。現在、常勤講師のため教育公務員特例法第23条及び第24条の規定の適用を受けないが、平成19年4月からは生産雇用による研修を1年程度に引き上げ配置する予定であり、同法同条の規定を受け、初任者研修及び10年経験者研修制度を確立し実施する必要がある。	当村では平成17年12月の「東通村」わが村の先立制度、特区、認定により、平成18年4月から村費負担教職員を常勤講師として5名配置している。また、平成19年4月からは常勤講師として1年程度を基本とした教諭採用を行う予定である。現在、常勤講師のため教育公務員特例法第23条及び第24条の規定の適用を受けないが、平成19年4月からは生産雇用による研修を1年程度に引き上げ配置する予定であり、同法同条の規定を受け、初任者研修及び10年経験者研修制度を確立し実施する必要がある。	当村では平成17年12月の「東通村」わが村の先立制度、特区、認定により、平成18年4月から村費負担教職員を常勤講師として5名配置している。また、平成19年4月からは常勤講師として1年程度を基本とした教諭採用を行う予定である。現在、常勤講師のため教育公務員特例法第23条及び第24条の規定の適用を受けないが、平成19年4月からは生産雇用による研修を1年程度に引き上げ配置する予定であり、同法同条の規定を受け、初任者研修及び10年経験者研修制度を確立し実施する必要がある。	D	-			D	-									1097010	東通村	文部科学省
080100	市町村費負担教職員の身分について	学校教育法第28条、第40条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条、第38条、第41条、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第6条、第2条、市町村立学校教職員給与法第1条	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条、第38条、第41条、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第6条、第2条、市町村立学校教職員給与法第1条	市町村費負担教職員の身分のままで任用を可能にするため、市町村立学校教職員給与法第1条及び「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第6条及び第2条を改正する。	市町村が任用した教職員を校長に昇格させ、市町村の学級に配置させることは、都道府県と市町村は法的に同等であり、役職に応じて身分が異なり、給与負担を担えなければならない。市町村の学級に配置させることにより、現行市町村立学校教職員給与法第1条に基づき、市町村が任用した教職員を校長に昇格させ、市町村の学級に配置させることは、都道府県と市町村は法的に同等であり、役職に応じて身分が異なり、給与負担を担えなければならない。市町村の学級に配置させることにより、現行市町村立学校教職員給与法第1条に基づき、市町村が任用した教職員を校長に昇格させ、市町村の学級に配置させることは、都道府県と市町村は法的に同等であり、役職に応じて身分が異なり、給与負担を担えなければならない。	市町村が任用した教職員を校長に昇格させ、市町村の学級に配置させることは、都道府県と市町村は法的に同等であり、役職に応じて身分が異なり、給与負担を担えなければならない。市町村の学級に配置させることにより、現行市町村立学校教職員給与法第1条に基づき、市町村が任用した教職員を校長に昇格させ、市町村の学級に配置させることは、都道府県と市町村は法的に同等であり、役職に応じて身分が異なり、給与負担を担えなければならない。	C	-			C	-											
080110	学校運営協議会の権限強化	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の第4項、第5項、第6項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の第4項、第5項、第6項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の第4項、第5項、第6項を改正する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の第4項、第5項、第6項を改正する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の第4項、第5項、第6項を改正する。	C	-			C	-											

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管(関係)官庁
080120	学校運営協議会委員任命についての市長の関与	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項	学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。となっており、	学校運営協議会委員の任命については市長の承認を得る。	地域参加による学校運営を進める場合、地域住民が学校運営協議会委員として参加することは有効なこと。協議会委員の構成についても地域の意向が十分に反映されているものでなければならぬ。そのためには、委員の任命について「市長の承認を必要とする」と明記することが必要であり、法制上の確保を保障することと意図があると考えられる。	また、平成17年12月9日付け地方制度調査会の報告書の中において、「地域住民の意向の反映はむしろ市長の長の方がより適切にならざるを得ない」とされていることである。	C	-	前回までの提案の意図の説明、個人の精神的な価値の形成に直接影響を与える教育については、その内容が中立公正であることが極めて重要であり、教育行政の執行にあたっては、個人の価値判断や特定の発見的権限から中立性を確保することが必要です。こうしたことから教育委員会制度が設けられており、学校運営協議会についても、学校運営及び任命権者の任命権の行使の手続きに関する一定の権限が付与されていることから、その委任については、公立学校としての運営の公正性、公平性、中立性の確保に留意しながら適切な人材を任命する必要があります。このため、設置者である教育委員会委員の任命権を持っているものであり、市長の承認を必要とすることにより教育委員会の権限について制限することは困難であると考えます。ご提案の趣旨については、これも繰り返しとなりますが、現行制度においても、学校運営協議会委員の任命の際に、様々な形で教育委員会が地域住民の意向も十分踏まえることで実現可能であると考えます。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	C	-	これまでの回答の繰り返しとなりますが、教育委員会が学校運営協議会の委員を任命するに当たり、保護者や地域住民の意見も十分踏まえるなど、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を適切に運用することにより地域の意向を十分に反映できるものと考えます。貴市よりいただいたご意見と教育行政の執行にあたっては公正性、公平性、中立性は重要であり、そのため多数の委員からなる教育委員会が、その設置により多様な意見や立場を踏まえた中立的な意思のみを仰い現場がおさなりにされていると考えています。既に学校運営協議会制度を導入している自治体の教育委員会では、地域住民の教育への関心や関与の目的を地域に届けたいとする考えを踏まえ、再度検討し回答された。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	本市の提案はこれまで再三説明しているとおり任命権を市長に移すのではなく、関与を求めるものである。公正性、公平性、中立性の確保は当然認識しているが、そのために教育委員会に権限が集中している現在の状況が問題であると考え、提案しているものである。権限が集中していることにより教育現場が教育委員会の意向のみを仰い現場がおさなりにされているため、学校運営に影響を与える協議会委員の任命に市長が関与することは、教育現場の目的を地域に向けさせる上で有効であると考えられるので、まずはこうした方法により、ご対応いただければ幸いです。	C	-	これまでの回答の繰り返しとなりますが、個人の精神的な価値の形成に直接影響を与える教育については、その内容が中立公正であることが極めて重要であり、教育行政の執行にあたっては、個人の価値判断や特定の発見的権限から中立性を確保することが必要であることから教育委員会制度が設けられています。学校運営協議会についても、学校運営及び任命権者の任命権の行使の手続きに関する一定の権限が付与されていることから、その委任については、公立学校としての運営の公正性、公平性、中立性の確保に留意しつつ適切な人材を任命する必要があります。このため、設置者である教育委員会が委員の任命権を持っているものであり、市長の承認を必要とすることにより教育委員会の権限について制限することは困難であると考えます。ご提案の趣旨については、これも繰り返しとなりますが、現行制度においても、学校運営協議会委員の任命の際に、様々な形で教育委員会が地域住民の意向も十分踏まえることで実現可能であると考えますので、まずはこうした方法により、ご対応いただければ幸いです。	1029020	多治見市	文部科学省	
080130	教育委員会の社会教育に関する権限を、市長へ移譲する特区	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法は各条において社会教育に関する事務を教育委員会が所管することを規定しています。	現行制度上、教育委員会が持つ社会教育に関する権限を、自治体の判断により市長に移譲することを可能とする。	先の実提案においてF回答とされた案件であるが、具体的な検討にあたり少なくとも次の件については実現可能とされた。社会教育法(昭和24年号外法律第207号)に定める市町村教育委員会の事務(社会教育法5条、関係行政庁等に資料提供を求める権限(同第8条)、社会教育主事及び主事補の設置(同第9条の2)、社会教育関係団体に対する専門的技術的指導又は助言、事業に必要な物資確保等(同第11条、第12条)、社会教育委員の委嘱、助言に関する事務(同第15-17条)、公民館事業又は行為の停止、運営審議会委員の委嘱(同第30-40条)、社会教育のための学校施設利用の許可、講座開設(同第45-48条)	自治体において、社会教育に関する事務を市民部局で効率的に運営していくために、少なくとも市長に依頼可能とすべき項目を提案するものである。さらに、市長の明確な責任と判断のもとで事務を行うため、現行規定や関係法の趣旨を踏まえ、市長の意向も十分踏まえることが必要である。	D	-	現在、9月15日の特区推進本部決定に従い、社会教育に関する事務のうち、市長に移譲できるものについて現在検討を進めているところである。なお、地方自治法第180条の7の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能である。	9月15日の特区推進本部決定に従い、別添した項目や規制制定、図書館、公民館等の職員の任命権等を市長に移譲可能とするよう、早急に検討を進めていただくよう要望する。なお、現行規定で対応可能な回答であるが、地方自治法第180条の7による事務委任、補助執行については、首長部局の補助職員に対するものであり、市長に対するものではないことに留意された。	D	-	現在、社会教育に関する事務を地方公共団体の判断により市長が担当することについて、政治的中立性の担保等に留意しつつ、検討しているところです。	右提案主体の意見を踏まえ、社会教育に関する事務を地方公共団体の判断により市長が担当できるようにすることについての検討の進捗状況等について具体的に回答された。	9月15日の特区推進本部決定では、平成18年度中に措置できるものとして、平成18年9月15日構造改革特区推進本部決定済み)	F	-	現在、社会教育に関する事務を地方公共団体の判断により市長が担当することについて、「骨太方針2006」、昨年9月の特区推進本部決定を踏まえ、改正教育基本法の国会議論や教育再生会議の意見も踏まえ、政治的中立性の担保等に留意しつつ、検討しているところです。	1029030	多治見市	文部科学省	
080140	公民館事務に関する権限の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第12項、社会教育法第5条、地方自治法180条の7	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法は各条において社会教育に関する事務を教育委員会が行うことを規定しています。	教育委員会が担当することとされている社会教育に関する事務については、地方自治法(180条の7)によれば、教育委員会から普通地方公共団体の長への委任はできず、市長の補助機関たる職員等への事務委任に留まっている。社会教育に関する事務、特に公民館の整備、管理事務に関しては、予算編成権や条例制定権を有する市長の明確な責任と判断で行えるようになることで、多様なニーズに的確に「効率的な公民館運営が可能となる。	社会教育に対する住民ニーズは時代の変化とともに多様化してきている。現在、住民から公民館に対して教育委員会と市長部局の両方に依頼する要望があり、迅速かつ効果的な対応が困難となっている。これを解消し、住民サービスを向上させるためには、住民の代表である市長のもとに公民館を一元化する必要がある。また、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)において「教育委員会制度については、十分機能を果たしていない等の指摘を踏まえ、教育の政治的中立性の担保に留意しつつ、当該市町村の教育委員会の権限(例えば、学校施設の整備、管理、文化・スポーツに関する事務の権限など)を市長へ移譲する特区の実験的な取組を進める(略)」とされていることから社会教育施設である公民館の整備・管理権限を教育委員会から地方公共団体の長へ移譲することを求めるものである。	現在、9月15日の特区推進本部決定に従い、社会教育に関する事務のうち、市長に移譲できるものについて現在検討を進めているところである。なお、地方自治法第180条の7の規定に基づき、公民館の整備や管理に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能である。	D	-	現在、9月15日の特区推進本部決定に従い、社会教育に係る9月15日の特区推進本部決定に関する具体的な検討状況をお答えしたい。	D	-	現在、社会教育に関する事務を地方公共団体の判断により市長が担当することについて、政治的中立性の担保等に留意しつつ、検討しているところです。	社会教育に関する事務を地方公共団体の判断により市長が担当できるようにすることについての検討の進捗状況等について具体的に回答された。	(平成16年9月15日構造改革特区推進本部決定済み)	F	-	現在、社会教育に関する事務を地方公共団体の判断により市長が担当することについて、「骨太方針2006」、昨年9月の特区推進本部決定を踏まえ、改正教育基本法の国会議論や教育再生会議の意見も踏まえ、政治的中立性の担保等に留意しつつ、検討しているところです。	1045010	普通寺市	総務省 文部科学省		
080151	生涯学習行政における教育委員会と首長の権限分担の弾力化	社会教育法第5条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法第5条は社会教育に関する事務について教育委員会が行うことを規定しています。	市町村教育委員会は、法令に基づき、学校教育のほか、社会教育、文化、スポーツといった幅広い事務を所掌しているが、これらのうち学校教育を除く広義の生涯学習分野については、市町村の長と教育委員会の協議のもと、市町村が定める条例に基づき、市町村の長が所掌できるようにする。	本市は生涯学習基本構想・基本計画を定め、社会教育、文化、スポーツ等、生涯学習社会を目指すべく(237本の基本施策を全庁的に展開している。今後、その総合的な推進を図るため、改めて市長部局と教育委員会との役割分担を再見直ししていきたいと考えたものである。社会教育法等は、教育委員会の事務、職務権限について、学校教育分野のものを個別具体的に規定している。これらの事項を市長が執行する場合、地方自治法による補助執行を行えない等の指摘を踏まえ、市長の意向も十分踏まえることが必要である。また、地方自治法第180条の7の規定に基づき、生涯学習に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能である。	現在、9月15日の特区推進本部決定に従い、社会教育に関する事務のうち、市長に移譲できるものについて現在検討を進めているところである。なお、地方自治法第180条の7の規定に基づき、生涯学習に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能である。	D	-	現在、9月15日の特区推進本部決定に従い、社会教育、文化、スポーツに係る9月15日の特区推進本部決定に関する具体的な検討状況をお答えしたい。	D	-	現在、社会教育に関する事務や文化、スポーツに関する事務を、地方公共団体の判断により市長が担当することについて、政治的中立性の担保等に留意しつつ、検討しているところです。	社会教育に関する事務を地方公共団体の判断により市長が担当できるようにすることについての検討の進捗状況等について具体的に回答された。	(社会教育について) F (平成16年9月15日構造改革特区推進本部決定済み)	F	-	現在、社会教育に関する事務を地方公共団体の判断により市長が担当することについて、「骨太方針2006」、昨年9月の特区推進本部決定を踏まえ、改正教育基本法の国会議論や教育再生会議の意見も踏まえ、政治的中立性の担保等に留意しつつ、検討しているところです。	1082020	草加市	文部科学省		
080152	生涯学習行政における教育委員会と首長の権限分担の弾力化	社会教育法第5条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法第5条は社会教育に関する事務について教育委員会が行うことを規定しています。	市町村教育委員会は、法令に基づき、学校教育のほか、社会教育、文化、スポーツといった幅広い事務を所掌しているが、これらのうち学校教育を除く広義の生涯学習分野については、市町村の長と教育委員会の協議のもと、市町村が定める条例に基づき、市町村の長が所掌できるようにする。	本市は生涯学習基本構想・基本計画を定め、社会教育、文化、スポーツ等、生涯学習社会を目指すべく(237本の基本施策を全庁的に展開している。今後、その総合的な推進を図るため、改めて市長部局と教育委員会との役割分担を再見直ししていきたいと考えたものである。社会教育法等は、教育委員会の事務、職務権限について、学校教育分野のものを個別具体的に規定している。これらの事項を市長が執行する場合、地方自治法による補助執行を行えない等の指摘を踏まえ、市長の意向も十分踏まえることが必要である。また、地方自治法第180条の7の規定に基づき、生涯学習に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能である。	現在、9月15日の特区推進本部決定に従い、社会教育に関する事務のうち、市長に移譲できるものについて現在検討を進めているところである。なお、地方自治法第180条の7の規定に基づき、生涯学習に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能である。	D	-	現在、9月15日の特区推進本部決定に従い、社会教育、文化、スポーツに係る9月15日の特区推進本部決定に関する具体的な検討状況をお答えしたい。	D	-	現在、社会教育に関する事務や文化、スポーツに関する事務を、地方公共団体の判断により市長が担当することについて、政治的中立性の担保等に留意しつつ、検討しているところです。	文化・スポーツに関する事務を地方公共団体の判断により市長が担当できるようにすることについての検討の進捗状況等について具体的に回答された。	(文化・スポーツについて) B (平成16年9月15日構造改革特区推進本部決定済み)	B	-	現在、文化・スポーツに関する事務を地方公共団体の判断により市長が担当することについて、「骨太方針2006」、昨年9月の特区推進本部決定を踏まえ、改正教育基本法の国会議論や教育再生会議の意見も踏まえ、政治的中立性の担保等に留意しつつ、検討しているところです。	1082020	草加市	文部科学省		

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管(関係)官庁
080161	公の施設の一元的な設置・管理の改善	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2号、第7号	学校、公民館については、施設の整備、管理を教育委員会が行っています。文化交流施設については、法律上特員の規定がないことから、市長部局でも教育委員会でも担当することが可能です。	学校、公民館、文化交流施設など、教育施設の整備や管理運営を、市長が行入るようすること。	市長部局や教育委員会の組織的な業務を担うため、市が設置する公の施設の整備や管理運営、教育財産の管理を、市長が一元的に行入るようとする。現状では、執行機関ごとに施設を整備・管理運営しているため、一つの市の施設であつても、一体的な管理運営をすることが認められ、市長が管理できない状況である。このため、一つの市役所の中で、市長部局と教育委員会とのそれぞれで施設や財産を管理する担当者配置するなど、決して効率的な行政運営に結びついていないとは考えない状況にある。	提案理由 本市では、より効率的な施設管理を行うために、市が設置している施設の一元的な管理ができないが検討しているところである。しかしながら、市が設置した施設でも、市長が管理できない施設が法律で定められている。そこで、本提案が提案されることにより、市長が施設管理をひとつの担当セクションで管理できること、教育行政サイドは、施設管理業務から解放され、地域の教育課題の解決につながる業務に専念できること、それぞれの専門性を特化した業務が執行され、より高い総合的な行政サービスにつながる。	D	-	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	1099010	遠野市	総務省 文部科学省
080162						代替措置 本市では、市民センター構想のもと、市長と教育委員会が、それぞれの独立性と自主性を相互に尊重しつつ、市長の所轄の下に相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮するよう協力する体制が整っていること、教育施設の管理を市長が担うことは可能である。	D	-	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	1099010	遠野市	総務省 文部科学省
080170	市長による教育機関の職員の任免の容認	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条、第19条、第23条第3号	教育委員会の事務局には指導主事をはじめとする所要の職員を置くことになっており、その任命は、教育委員会の推薦により教育委員会が行うことになっている。	市の職員のすべての任免を市長ができるようにする。	市の職員のすべての任免を市長ができるようにする。教育委員会事務局の職員や採用している教育機関の職員の任免は、教育委員会が所掌することとされているため、小中公立自治体でも、人事関係の業務は、市長と教育委員会とそれぞれが所掌しなければならず、効率性に欠ける面がある。本提案は、教育機関の職員の任免を市長ができれば、人事業務を専門セクションに集約することができるようになるので、より効率的な行政運営につながる。	提案理由 本市では、10年以内に市の職員数の20%削減を掲げている。その中でこれまで以上に教育行政の充実を図るためには、市の職員の任免等の事務を市長のもとに集約し、教育行政サイドには、教育に特化した業務を執行してもらうことが必要。また、それぞれの業務が、集約されていること、より効率的な行政運営につながる。	C	-	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	1099030	遠野市	文部科学省
080180	市長による公民館運営審議会の委員の任免の容認	社会教育法第28条	社会教育法28条は市町村の設置する公民館の職員について、公民館運営審議会の委員を市長が任命することを規定している。	市の職員のすべての任免を市長ができるようにする。	市の職員のすべての任免を市長ができるようにする。公民館の職員の任免は、現行制度では、教育委員会が所掌しているが、これを市長が任命できるようにすることで、人事業務を専門セクションに集約できることにより、より効率的な行政運営が図られる。	提案理由 本市では、10年以内に市の職員数の20%削減を掲げている。その中でこれまで以上に効率的な行政運営を行うためには、人事等任免関係の業務をひとつに集約していくことが望ましい。また、本市では、市民センター構想のもと、30年以上の期間、市長(地域生活)と教育委員会(社会教育)とが、相互に尊重しつつ、市長の所轄の下に相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮するよう協力する体制が整っていること、市長と教育委員会が、相互に尊重しつつ、市長の所轄の下に相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮するよう協力する体制が整っていること、それぞれの専門性に特化した業務に集中できる環境を整えること、地域生活や社会教育に関する行政サービスの充実につながる。	D	-	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	1099040	遠野市	文部科学省
080190	市長による公民館運営審議会の委員の委任の容認	社会教育法第30条第1項	社会教育法第30条第1項は市町村の設置する公民館について、公民館運営審議会の委員を市長が任命することを規定している。	市の職員のすべての任免を市長ができるようにする。	市の職員のすべての任免を市長ができるようにする。市が委嘱する公民館運営審議会の委員の委任を市長ができるようにする。本市では、市民センター運営協議会を設置しているが、公民館運営審議会委員として委嘱しているため、現行制度では、教育委員会が所掌している。これを市長が任命できるようにすることで、人事業務が専門セクションに集約され、業務を執行できることにより、より効率的な行政運営が図られる。	提案理由 本市では、市民センター構想のもと、30年以上の期間、市長(地域生活)と教育委員会(社会教育)とが、相互に尊重しつつ、市長の所轄の下に相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮するよう協力する体制が整っていること、市長と教育委員会が、相互に尊重しつつ、市長の所轄の下に相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮するよう協力する体制が整っていること、それぞれの専門性に特化した業務に集中できる環境を整えること、地域生活や社会教育に関する行政サービスの充実につながる。	D	-	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	1099050	遠野市	文部科学省
080201	社会教育、文化財保護に関する事項の区長への移管	地方自治法第180条の8、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、文化財保護法、社会教育法、図書館法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、社会教育法は社会教育に関する事務について教育委員会が行うことを規定している。また、図書館法は公民館図書に、教育委員会が必要と認める職員を置くこと等を規定している。	地方自治法第180条の8(学校に関する)を除く。並びに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号及び第14号(学校に関する)を除く。並びに「文化財保護法」、「社会教育法」及び「図書館法」中、教育委員会に關する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した行政運営を行うため、社会教育、文化、スポーツに関する事務を区長部局が補助執行し、また、(1)地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の民生生活に関する他の施策と一体的に取り組みしている。しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が確保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。また、社会教育、文化(図書館)は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信頼を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局へ移管する必要がある。	D	-	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	1114010	千代田区	総務省 文部科学省	

08 文部科学省(特区第10次 再々検討要請回答)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
080310	点字図書館における録音図書の見出し要件の緩和	著作権法第37条第3項	著作権法第37条第3項により、点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で法令で定めるものにおいては、専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するためであれば、公表された著作物から著作権者の許諾なく録音図書を作成することができますが、視覚障害者以外の方に対して貸し出すための録音図書を作成するには著作権者の許諾が必要です。	著作権法において「専ら視覚障害者向け」に限定されていない貸し出し対象者について、「視力の喪失した一般の高齢者等にも貸し出し可能」とあることを明確化する。	北九州市視覚障害者情報提供施設(市立点字図書館)では、現行法に基づき、著作権者の許諾なしに録音図書を複製し、視覚障害者に貸し出し業務を行うことができます。 視力が喪失した一般の高齢者にも許諾なしに貸し出し可能であることを明確化することにより、利用者のニーズに広くかつ効果的に対応できるようにする。	「視覚障害者」の基準が明確でないため、北九州市では身体障害者手帳の有無をもって視覚障害者の客観的な判断基準としていた。したがって、視覚障害と同等レベルの視力であっても身体障害者手帳を交付されていない人や、視力の喪失した一般の高齢者に対しては、貸し出しを行っていない。 このため、通常の活字本は読むことが困難であり、録音図書を必要としている方々に対して事実上貸し出しが制限されることとなる。 そこで、新たに定めた判断基準をクリアすることを条件として、身体障害者手帳を持たず視覚障害者とみなされない視力の喪失した一般の高齢者等に対しても著作権者の許諾なしに貸し出し可能であることを明確化することが必要である。	C	-	ご提案の内容につきましては、既に文化審議会著作権分科会において審議が行われ、著作権法第37条第3項の対象とすべきと提案のあった高齢者としては、実際にどの程度視力が喪失した者についてニーズがあるか、また録音図書が一般の聴覚者によって利用されないような担保がどのように講じられるのか等が不明確であることから、平成18年1月の報告書では、提案者等からのより具体的に特定された提案を待って検討することが適当とされました。これを踏まえ、現在は、このようになり具体的な提案を持っているところでは、いづれにしても、頂いたご提案につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	録音図書の利用対象の拡大については、図書館関係者等により検討して、今後どのような見直しをもって検討を進められるのか回答されたい。	今回ご提案のあった観点につきましては、社団法人日本図書館協会等からの法律改正要望を受け、平成17年に文化審議会著作権分科会において検討が行われましたが、その結果、高齢で活字図書が読めない人、というだけでなく、実際にどの程度視力が喪失した人についてニーズがあるか異なる範囲の明確化等が必要であるとされ、現在、同協会や厚生労働省がその範囲の明確化等を進めているところであり、文部科学省としてもこれら関係団体・省庁と連携を図り、必要に応じて再度同審議会において検討を行いたいと考えています。						1037020	北九州市	文部科学省 厚生労働省			
080320	ストリート・ミュージシャンのライセンス制度	著作権法第22条、第38条第1項	著作権法第22条により、著作権者には、演奏権が認められています。同法第38条第1項により、非営利・無料演奏を行う場合は、権利者の許諾は不要です。	現在、公共の場におけるパフォーマンスに関して条例や道路法などで規制されているので、一定の審査を通過したパフォーマンスにはライセンスを付与し、公共の場での活動を公認化する。	オーデションなどで審査し、審査通過アーティストにはライセンスを与え、一般の歩道や公共施設、公共の場での演奏やパフォーマンスを許可し、料金を徴収や初版なども可能とする。また、著作権使用料は免除する。	「音楽産業都市」の形成に向けて、道路使用や騒音を過るトラブルを防ぐだけでなく、町の賑わいを育む。また、ライセンスによりアーティストの実力はハイレベルに保たれる。また、地域における芸術文化の発展にも寄与し、アーティストにとっても音楽やパフォーマンスで生活できる環境も整えられる。将来的には新潟県内の音楽関連情報を総合的に収集・発信する活動の核を目指す。	C	-	公共の場におけるパフォーマンスの許可等に関しては、文部科学省の所管外になりますので、関係省庁や地方公共団体に相談いただければと思います。 また、他者の楽曲を演奏する場合には著作権使用料の免除を行うことは当該楽曲の著作権者に対する新たな規制、財産措置の優遇に関するものであり、特区制度の趣旨に馴染まないと考えます。		C	-					1109140	株式会社アイ・シー・オープン・ミュージック 社団法人日本ニュービジュエンス協議会連合会	警察庁 文部科学省			